

宜野湾港マリーナの使用料 徴収事務委託契約書（ひな形）

沖縄県知事（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）は、宜野湾港マリーナ（以下「マリーナ」という。）の使用料の徴収事務に関して、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づく使用料徴収事務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（遵守事項）

第2条 乙は、受託業務の実施に当たっては、関係法令、条例、規則その他の規定の定めるところに従うほか、甲の指示に従って誠実にこれを行い、その目的に反する行為をしてはならない。

（委託業務の範囲）

第3条 甲が乙に委託する業務の範囲（以下「委託業務」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 港湾施設使用料の徴収に関する業務
- (2) その他これらに付随する業務

（委託料）

第4条 委託する業務に必要な経費は、令和 年 月 日に甲と乙の間で締結した宜野湾港マリーナの管理に関する基本協定書第35条第2項に基づく宜野湾港マリーナの管理に関する年度協定書第4条第1項に定める指定管理料を含む。

（収入金）

第5条 乙は、沖縄県港湾管理条例別表第5に定める使用料（以下「収入金」という。）を利用者から徴収し、甲に納入するものとし、それ以外の事業に伴う収益金は乙の収入とする。

ただし、収入金のうち、「浮棧橋、物揚場及び陸置場（ディンギー型ヨットの陸置場を除く。）使用料」及び「ディンギー型ヨットの陸置場使用料」については、使用許可が1箇月未満のものに限る。

2 乙は、乙の収入に係る県有財産の使用については、あらかじめ甲の許可を得なければならぬ。

(収入金の調定)

第6条 乙は、収入金があるときは、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号、以下「財務規則」という。）に定める調定元帳（財務規則様式第104号）により調定するものとする。

(収入金の徴収方法)

第7条 収入金の徴収は使用者に対し納入通知書を交付するか、又は直接現金徴収によるものとし、収入金を納付した者に対し、領収書を発行するものとする。

(収入金の払い込み)

第8条 乙は、収入金を収納したときは、現金払込書（財務規則様式第20号）により、収納した日の翌日までに県の指定金融機関等に払い込むものとする。

ただし、徴収した日の翌日が土曜日、日曜日若しくは休日等のため、払込むべき指定金融機関等が休日の場合、又は宜野湾港マリーナが休港日の場合には、その日後において最も近い指定金融機関等が休業でない日までに払込むこととする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が必要と認めるものについては、別に定める期間までに払い込むこととする。

(調定及び収入の報告)

第9条 乙は、第6条の規定により調定したとき及び前条の規定により収入金の払い込みをしたときは、調定報告書（財務規則様式第26号）により、当該月分を翌月の7日までに関係書類を添付のうえ土木建築部長に報告しなければならない。

(損害賠償)

第10条 乙は、その責に帰すべき事由により、委託業務の処理に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(収入金の取扱い)

第11条 乙は、収入金について、現金出納簿を備えて、徴収及び払い込みの都度これを記帳し、関係書類とともに整理しておかなければならない。

2 乙は、徴収した収入金の取扱に当たっては、十分なる注意を払い、盗難又は紛失

があった場合は、遅滞なく甲に報告しなければならない。

- 3 乙は自己の責に帰すべき理由により収入金の盗難又は紛失があった場合は、速やかにその損害を賠償しなければならない。

(会計簿冊の備え付け及び報告書の提出)

第12条 乙は、委託業務に関し、甲の指示する簿冊を備え付けなければならない。

- 2 乙は、次に掲げる書類を甲に提出しなければならない。

(1) 港湾施設利用状況報告：毎月分を翌月の7日まで。

(2) 職員関係調：4月1日現在の職員配置状況を契約締結後速やかに。

(3) 施設管理委託関係調：随時

(4) その他甲が求める書類：随時

(現地調査)

第13条 甲は、委託業務に関し調査の必要があるときは、随時乙に対しその報告を求め、又は甲が指示する職員を派遣して関係書類の閲覧及び検査等を行うことができる。この場合、乙は正当な理由なくしてこれを拒むことはできない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、直ちにこの契約を解除し、又は乙に対し必要な処理を求めることができる。この場合において、乙が損害を受けることがあっても甲は、賠償の責を負わないものとする。

(1) この契約の条項に違反したとき。

(2) 委託業務の処理に関して重大な過失があったとき。

- 2 甲又は乙の都合により、この契約を解除又は変更する必要があるときは、少なくとも6ヶ月前にそれぞれ予告するものとする。ただし、前項による場合は、この限りでない。

(契約の変更)

第15条 甲は、やむを得ない理由により、この契約の変更を必要とするときは、乙と協議のうえ、契約を変更することができる。

(契約の期間)

第16条 この契約の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(預金利息)

第17条 収入金から生じた預金利息は甲に帰属するものとし、乙は甲が発行した納入通知書により入金処理するものとする。

(補足)

第18条 この契約に関し疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

2 この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事

乙